

蒲郡市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の推薦の求め及び募集（以下「募集等」という。）並びに選任の手続等について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）その他の法令に規定するものほか必要な事項を定めるものとする。

(募集等の時期及び期間)

第2条 募集等の時期は、推進委員の任期満了日前であって、手続に必要な期間を考慮して農業委員会が定めるとき又は欠員により補充が必要となったときとする。

2 募集等の期間は、原則として1月以上とする。ただし、急を要する特別な事業があるときは、この限りでない。

(募集等の方法)

第3条 募集等の方法は、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者の推薦及び公募とする。

(募集等の人数)

第4条 募集等の人数は、蒲郡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成28年蒲郡市条例第35号）に定める定数とし、推進委員が担当する主たる区域及び各区域における募集等の人数は、次の表のとおりとする。ただし、欠員により補充が必要となったときは、当該定数の範囲内で必要な人数とする。

| 区域名 | 区域の詳細 | 募集等 |
|-----|-------|-----|
| 蒲郡市 | 市内全域 | 11人 |

(推薦及び応募の資格)

第5条 推進委員として推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）及び募集に応募する者（以下「応募者」という。）は、農地等の利用の最適化の推進に熱意及び識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に關しその職務を適切に行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること

がなくなるまでの者

(募集等の周知)

第6条 推進委員の募集等に当たっては、要項を作成するとともに、次の方法により公表し、周知するものとする。

- (1) 公示
- (2) 広報がまごおりへの掲載
- (3) 市ホームページへの掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる方法

(推薦手続)

第7条 推進委員の推薦をしようとする者は、蒲郡市農地利用最適化推進委員推薦申込書(個人用) (第1号様式) 又は蒲郡市農地利用最適化推進委員推薦申込書(組織用) (第2号様式) に被推薦者の住民票(発行後3ヶ月以内のものに限る。次条において同じ。) その他農業委員会が必要と認める書類を添えて、農業委員会に提出するものとする。

(応募手続)

第8条 応募者は、蒲郡市農地利用最適化推進委員応募申込書(第3号様式) に当該応募者の住民票その他農業委員会が必要と認める書類を添えて、農業委員会に提出するものとする。

(募集等の状況の公表)

第9条 法第19条第2項の規定による公表は、公示、市ホームページへの掲載等により、募集等の期間の中間及び終了後に遅延なく行うものとする。

(候補者の評価)

第10条 第7条及び第8条に規定する被推薦者及び応募者(以下「候補者」という。)について、その人数が募集人数を超えた場合又は必要と認められる場合には、農業委員会は、蒲郡市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱(平成29年1月25日施行)の規定に基づく蒲郡市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)に候補者の評価について意見を求めるものとする。

2 評価委員会は、その合議によって候補者を評価した上で、農業委員会に意見を報告するものとする。

(委嘱)

第11条 農業委員会は、募集等の結果を尊重するとともに、前条の規定により候補者の評価について意見を求めた場合には、その報告を参考の上、推進委員を委嘱するものとする。

2 農業委員会は、前項の規定により委嘱された推進委員を公示するとともに、市ホームページ等への掲載により公表するものとする。

(補充)

第12条 解嘱、失職及び辞任による欠員が推進委員の定数の3分の1を超えた場合又は運営に著しく影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、この要綱の規定に基づき、速やかに補充するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する要綱の規定による第1号様式から第3号様式までの用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。